

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱

平成9年3月21日
北九州市告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市都市景観条例（平成20年北九州市条例第52号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、歴史的建造物等が将来にわたり適切に保存され、都市景観の整備のため活用されるように補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的建造物等 条例第20条に規定する歴史的建造物等をいう。
- (2) まちなみ保全地区 次条の規定により市長が指定した地区をいう。
- (3) まちなみ保全建造物等 条例第21条第1項に規定するまちなみ保全建造物等をいう。
- (4) 修理 第4条第2項の修理基準に適合する工事をいう。
- (5) 修景 第4条第3項の修景基準に適合する工事をいう。

(まちなみ保全地区の指定)

第3条 市長は、条例第5条第3項第2号の景観重点整備地区内において歴史的建造物等が連たんし、又は点在し、歴史的建造物等とそれ以外の建造物が一体となって歴史的景観を形成している地区を、その景観を保存し、又は整備する地区としてまちなみ保全地区に指定することができる。

(修理基準及び修景基準)

第4条 市長は、まちなみ保全地区を指定したときは、当該地区ごとに修理基準及び修景基準を定めるものとする。

- 2 修理基準は、まちなみ保全建造物等の改築、修繕、模様替え、色彩の変更等を行う際に、道路、公園等の公共の場所から通常見える外観（以下「外観」という。）の復元又は保存を図るための基準とする。
- 3 修景基準は、まちなみ保全建造物等以外の建造物の新築、増築、改築、修繕、模様替え、色彩の変更等を行う際に、当該建造物の外観を周囲の歴史的景観と調和させるための基準とする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金は、まちなみ保全地区内の土地で建造物の修理又は修景を行う当該建造物の所有者又は権原に基づく占有者に交付する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
 - (2) 役員の中に暴力団員がいる法人
 - (3) 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 市税を滞納している者

(補助金の対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、修理（市長がまちなみ保全建造物等の外観の復元又は保存のために必要と認めるときにあっては、構造耐力上主要な部分に係る工事を含む。以下同じ。）又は修景に要する経費とする。

2 前項の修理又は修景に要する経費が、修理又は修景を委託し、又は請け負わせた事業者を支払う経費であるときは、当該事業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 法人登記簿上の本店が市内にあること。
- (2) 主たる事業所が市内にあること。
- (3) 市内にある支店、営業所等の長等に契約に関する権限を委任していること。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、修理又は修景に要する費用の2分の1以内の額とし、修理にあっては600万円を、修景にあっては300万円を限度とする。

2 補助金の額を算定する際には、門、塀等の外構に係る部分については、100万円を限度とする。

(修理及び修景の内容の協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、修理又は修景について市長と必要な協議を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、補助金交付申請書を受け付けたときは、審査のうえ補助金を交付するかどうかを決定し、その旨を当該補助金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者は、修理又は修景が完了した日から起算して20日以内に実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、現地調査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第13条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市戦略局長が定める。

付則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

付則（平成10年北九州市告示第91号）
この告示は、平成10年4月1日から施行する。

付則（平成21年北九州市告示第87号）
この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付則（平成26年北九州市告示第489号）
この告示は、平成26年12月1日から施行する。

付則（令和元年北九州市告示第93号）
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付則（令和5年北九州市告示第367号）
この告示は、令和5年9月26日から施行する。

付則（令和6年北九州市告示第104号）
この告示は、令和6年4月1日から施行する。